



[第4章]

日本の戦略

既に見たとおり、戦後の国際秩序と共に、自由貿易体制も大きく揺らいでいる。通商国家として発展してきた日本は、相次ぐ新規CPTPP加入申請にどのように臨み、通商秩序の再構築に向けてどのように取り組むべきか。

TPPの戦略的意義の再確認

はじめに、日本の戦略の前提となるTPPの戦略的意義をあらためて確認する。

2013年3月15日にTPP交渉参加を表明した際、安倍首相(当時)は、「TPPの意義は、我が国への経済効果だけにとどまりません。日本が同盟国である米国とともに、新しい経済圏をつくります。そして、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々が加わります。こうした国々と共に、アジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていくことは、日本の国益となるだけではなくて、必ずや世界に繁栄をもたらすものと確信しております¹⁾。」と述べた(下線筆者)。また、同年12月17日に国家安全保障会議及び閣議で決定された「国家安全保障戦略」は、我が国の国家安全保障の目標の前提となる国益を定義する中で、「自由貿易体制を強化し、安定性及び透明性が高く、見通しがつきやすい国際環境の実現が不可欠」とすると共に、「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・擁護すること。」としている(下線筆者)。普遍的価値は、まさに日本の対外戦略の根幹にある。

一方、世界には、これらの普遍的価値の尊重にコミットしている国々の他に、政治体制が民主主義的ではなくとも、法の支配、ルールに基づく国際秩序の恩恵を享受しており、これを支持し、これを脅かす動きに対し、状況によっては協調して対抗する取り組みに参加する国々がある。政治的価値を含む普遍的価値に基づく国際秩序

を守り育てるには、ルールに基づく国際秩序が盤石であることが前提となる。ルールに基づく国際秩序を守るためには、普遍的価値を共有する国々が結束しつつ、歴史的経緯や様々な制約があり様子見の姿勢をとることがある国々の理解と協力をいかに取り付けていくかが課題となる。

TPPには二つの戦略的意義がある。一つは、WTO交渉の停滞に直面した日本がTPPに見出した通商戦略上の意義で、いったんWTOの外にレベルの高い通商協定を実現し、そこに適合できる、いわば志を同じくする国・地域のみを受け入れることで、通商版の有志連合が時代の変化に応じてルールをアップデートしていく体制を構築することだった。TPPは“a living agreement”（生きた協定）として構想されており、新しいルールに向けて各国が国内改革に向けた刺激を与え合い、参加していない国・地域には参加の誘因をもたらすことによって、世界の通商交渉のモメンタムを取り戻すことが期待された。ルールのアップデートを駆動するのは、通商交渉と国内改革を車の両輪として活性化する仕掛けである。この仕掛けが動き続ける前提は、「そこに適合できる同志のみ」を受け入れることである。TPPにおいてWTOの過ちを繰り返すわけにはいかない。

TPPには、もう一つ、通商協定にとどまらない戦略的意義がある。参加することではじめて得られる高いレベルの市場アクセスが新規参加の誘因となり、「TPPが各国の経済改革の目標となり法の支配が及ぶ範囲が拡大し、基本的価値を共有する国々の経済のきずなが深まりその輪が広がることで、地域の安定に資する²⁾」ことである。参加メンバーが高いレベルのルールを実施することで、経済活動の基礎となる法的安定性、予見可能性が高まり、経済が発展し、人々の暮らしが豊かになるにつれて、人々の内発的な動機によって、結果として普遍的価値を共有する国・地域の輪が広がっていくことが期待される。しかし、ここでの有志連合の編成原理は、普遍的価値ではなく、法の支配である。日本が目指す通商秩序は、このTPPの戦略的意義が発揮されるものでなければならない。

この前提を踏まえ、日本のとるべき戦略の要素とその実施を支える国内政策の課題を整理した。

重層的な通商秩序の構築

米中対立の深まりを受けて、ロシアのウクライナ侵略以前から既に、民主主義諸国は、自由主義的でない国を自由主義的秩序に包摂することで変革するという幻想を捨て、全世界を包摂する秩序ではなく、米ソ冷戦中のような、価値を共有する国家の集まりによる自由主義的秩序の強化に専念すべきであるとの論調が見られていた³。しかし、通商秩序は、民主主義対権威主義といった単純なブロック化では機能しない。通商秩序は次のような重層構造で考え、レイヤーごとの参加基準を厳格に守ることで、法の支配を広げる仲間を増やすことを最優先すべきである。

まず、WTOは、ほぼ全世界をカバーし、後述するとおり、FTAやEPAが実体規律、執行メカニズムの両面で事実上依拠する通商秩序の基層である。特にその紛争処理機能、ルール形成機能をできるだけ早期に回復、強化する努力が欠かせない。

次に、CPTPPのような高いレベルの通商協定のレイヤーは、普遍的価値を共有する国々が中核となって牽引すべきものであるが、民主主義といった政治的価値を共有しなくとも、ルールに基づく国際秩序を維持する意思を共有する国々と共に発展させていくべきものであろう。

世界経済は、コロナ禍からの回復の不確実性、ウクライナ戦争の長期化などにより先行き不透明感を強めている。また、コストよりリスクを重視する観点からのサプライチェーンの再構築や労働力不足に加え、資源・エネルギー価格上昇など、企業活動に対する負担が高まっている。このような中で、レベルの高い通商協定のネットワークの拡大が、企業の取引コストを低下させ、新たな市場開拓を促進し、経済の回復に貢献することが期待される。日本としては、CPTPPをはじめ、志を同じくする国・地域との連携を積極的に進めるべきである。

この高いレベルのレイヤーの拡大は、①志を同じくする国・地域がCPTPPに新たに加入するのみならず、②二国間・少数国間で志の高いFTA・EPAを締結している国・地域のネットワークが広がる、③CPTPPとEUのような既存の枠組同士がと可能な分野で連携・協力するなど、様々な道筋を想定し、柔軟に機動的に進めることが効果的であろう。

新たに発足したIPEFは、「デジタルやサプライチェーン、脱炭素など21世紀型の課題に対し、ルール作りと人材協力、インフラ支援をセットで講じていこうとする意欲的な取組⁴⁾」であり、市場アクセスを含まないが、ルールについてはCPTPPと同様に高いレベルのレイヤーに位置付けられるものであろう。IPEFの充実に日米が連携して取り組むことは、加速する変化に対応し機動的にアップデートする仕組みを含め、世界の通商ルール改定のモメンタムを高める契機となることが期待される。

その上に、民主主義的価値観を共有していなければ成り立たないルールがあり得る。例えば、デジタル化が生活のあらゆる側面に及ぶようになり、各国が重視する価値の問題との関わりが生じるルールについては、共通化はより困難になる。それは、さらに限定された有志連合のレイヤーでルールを作り、守り育てていくべきものであろう。

このように異なる性格のルールを併存させ、各国・地域が、それぞれの制約の中で、自らの選択によって段階的に、より高いレベルのルールの枠組に参加するインセンティブが働くような重層構造の秩序を形成することにより、安定の維持と、ルールをアップデートし続ける契機を両立できるのではないか。

英国の加入申請への CPTPP締約国の対応

CPTPPに最初に加入を申請したのは英国だった。英国は、2020年2月1日にEUを離脱し、そのちょうど1年後の2021年2月1日にCPTPPへの加入を申請した。CPTPP締約11カ国は、同年6月2日に閣僚級会合であるTPP委員会を開催し、英国の加入手続の開始及び加入作業部会の設置を決定した⁵。

CPTPP加入申請への対応については、英国への対応が先例となる。2021年6月のCPTPP締約国の閣僚共同声明には、高いレベルのルールを遵守する意思と能力とこれを裏付ける実績があり、既に合意されたルールで歩みを止めるのではなく、共に新しいルールを作る仲間としてふさわしい国・地域を厳選するという考え方が明確に示されている。そこには、既に述べたTPPの戦略的意義やその根底にある理念が確かに継承されている。

6月の閣僚共同声明は、まず、加入を希望する全ての国・地域に求められることとして、

「加入希望エコノミーが、CPTPP加入手続で定められたベンチマークに従って、協定を全面的に受入れ、また、協定の既存の全てのルールを遵守すること及び最も高い水準の市場アクセスの約束を提供することに対するコミットメントを証明する重要性を強調した。」（下線は筆者、以下同じ。）と述べている。協定を全面的に受け入れる、だけでなく、それを遵守することに対するコミットメントの証（英語の"demonstrate"を日本政府は「証明」と和訳）を求めている。

その上で、閣僚共同声明は、英国について以下のように述べている。

「加入手続きの開始の決定に際し、CPTPPのハイスタンダードなルールを前進させる必要性を念頭に置き、ハイスタンダードな国際貿易・投資ルールについての英国の経験、ルールに基づく貿易システムにおいて、透明性、予測可能性並びに信頼性を推進するという

明確なコミットメント、並びに、CPTPPの高い水準を満たす意図及び能力についての英国の確約を考慮した。」

「CPTPPは、関税及びその他の物品・サービス貿易及び投資に対する障壁の撤廃を通じて、最も高い水準の包括的な市場アクセスを達成することを目指している。我々は英国を、この努力に誠実に貢献する潜在力のあるパートナーとみている。

加えて、我々は、英国の潜在的な参加が、CPTPP参加国によって共有されている、相互利益、共通の価値、そしてルールに基づく貿易システムを擁護することに対するコミットメントを支持するであろうことにも留意する。また、それは、市場志向の原理を推進し、保護主義及び不当な貿易制限措置の使用に対抗することにも役立つであろう。」

英国がハイスタンダードなルールを遵守するであろう根拠としての経験ということに加え、ハイスタンダードなルールをさらに前進させるというCPTPPの取組みに対し英国がその経験によって貢献することへの期待が示されている。「ルールに基づく貿易システムにおいて、透明性、予測可能性並びに信頼性を推進するという明確なコミットメント」とは、他の締約国にルール違反を指摘されなければ何をしても良い、という考え方であっては安心して仲間になれない、ということである。例えば、国内制度が不透明で、補助金の流れなどが追跡できなければ、ルールは絵に描いた餅となる。制度の運用基準が曖昧で政府の裁量の余地が大きい環境では、明文の規定に違反していなくても企業にとって予見可能性が低くビジネスの妨げとなる。このため、個々のルール以前に、ルールが守られる土壌を改善していくというコミットメントが評価されている。また、CPTPPが「最も高い水準の包括的な市場アクセスを達成する」という努力に対し、英国が「誠実に貢献する潜在力」を持つとして、英国が加入した後の、新たな加入手続における英国の役割への期待がうかがわれる。さらに、英国が、CPTPP参加国が持つ共通の価値やルールに基づく貿易システムを守るというコミットメントを共有していること、国家介入ではなく市場志向の原理を推進し、保護主義や不当な貿易制限措置の使用に対抗する仲間としてふさわしいと期待していることが示されている。

さらに、2021年9月の閣僚声明⁶は、世界経済の不確実性や各国の内向き志向が見られる中で、CPTPPのような革新的でハイスタンダードな協定こそが世界経済の回復に重要な貢献を果たすというCPTPPの使命感を述べている。その中で、以下のとおり、経済的威圧に対抗する意思、そして電子商取引の先進的なルールをもつCPTPPとしてグローバルなデジタル・ルール形成において中心的役割を果たす意思を宣明した。CPTPPに加入するということは、そのような使命感を共有して行動することだとして、加入を希望する国・地域に覚悟を求めている。

「我々は、経済的威圧に対抗するツールであることも含め、世界貿易機関(WTO)を中核とする、ルールに基づく多角的貿易体制を支持し、支援するという我々の強いコミットメントを再確認する。」

「パンデミックは、デジタル化のプロセスとデジタルソリューションの採用を加速させてきた。先進的な電子商取引のルールをもつCPTPPは、CPTPP参加国を電子的手段による貿易促進のための、安定し信頼性の高いビジネス環境の発展におけるフロントランナーとして位置付けている。我々はアジア太平洋におけるデジタル化を促進すること、及びこの分野におけるグローバルなルール形成に貢献することにコミットする。(中略) 締約国は、電子商取引章の実施及び運用に関する継続的な議論を促進するために、電子商取引に関する小委員会を設置する決定に至った。この新しい小委員会は、地域のデジタル化を推進し、またCPTPPがこの分野のグローバルなルール形成において中心的役割を果たすための方策を、一層探求していく。」

英国に続く CPTPP加入申請への対応

CPTPPへの加入を申請した国・地域に対しては、加入手続を開始するかどうかを判断するに当たって、以下のように、英国が求められたものと同じものを求めることとなる。

- ① CPTPPのルール全体を受け入れ、ルールに適合しない国内制度がある場合には、適合するようにその制度を改革すること。加入してから制度を変えるという約束では不十分である。例外は認められない。
- ② これまでに合意したルールを遵守してきた実績により、加入後にルールを遵守し続ける意思と能力があると信頼できること。加入した後でルールを守らない国があれば、ルールへの信頼は失われる。国際ルールでは、WTOのように紛争解決手続が整備され違反に対する対抗措置を取ることができたとしても、国内とは異なり本来のルールの遵守を直接的には強制できない以上、加入した後もルールを遵守すると信頼できるのかを実績に基づいて加入の前にあらかじめ評価することが極めて重要になる。
- ③ ルールに基づく貿易システムにおいて、透明性、予測可能性並びに信頼性を推進するという明確なコミットメントを有することがこれまでの実績から信頼に足りること。
- ④ 最も高い水準の市場アクセスの約束を提供すること。そして、CPTPPが全体として最も高い水準の包括的な市場アクセスを達成する努力に誠実に貢献するだろうと信頼できること。
- ⑤ 市場志向の原理を推進し、保護主義、不当な貿易制限措置の使用、経済的威圧に対抗するという志を同じくすること。
- ⑥ ハイスタンダードなルールをさらに前進させるというCPTPPの取組み、特にグローバルなデジタル・ルールの形成に貢献する意思と能力があること。

昨年の二つの閣僚共同声明は、以上について確信が持てない場合は加入手続を開始しないということをCPTPP締約国の総意として表明していると解されるが、仮に利益の供与や経済的威圧などにより締約国に個別に揺さぶりをかける国があったとしても、日本としては、あくまで原則に従って粛々と対応するよう、締約国の結束を促す役割を果たすことが期待される。

中国においては、第3章で見たとおり、「総体国家安全観」の下、幅広い政策において国家安全が優先し、各分野の政策が影響を受けることとなる。このため、中国に対しては、上記の各点の他、特に、CPTPP29.2条の安全保障例外の援用の意図について詳細に確認する必要がある。

また、中国は表面的にルールに従う形を整えても、例えば海外から見えない形で補助金を支給し、それに対して他国はルール違反の証拠を収集できないなど、エンフォースメントの前提が存在しないことがある。中国の貿易・投資制度や国内政策・措置における透明性の欠如は『2021年版不公正貿易報告書』が詳細に指摘している⁷。ルール遵守、その背後にある規範となる「価値」の共有、そしてそれを整合性を持って体現する経済制度の実現に向けた変革を求める必要がある。

ここで言うルールの規範となる価値とは、「法の支配 (rule of law)」であろう。CPTPPの文脈で言えば、恣意的な権力行使による「法を用いた支配 (rule by law)」ではなく、「法の支配 (rule of law)」に基づいて、ルール履行を求めることとなる⁸。

経済的威圧に対応する 有志国の枠組

秩序の構築には時間がかかる中、足元で秩序を壊す動きを止めることが急務である。経済的手段を武器化して相手国に圧力をかける「経済的威圧」の動き（第1章）に対し、日米豪印やIPEFなど、同志国が協調してサプライチェーンの強靱化などを図る動きが高まっており、日本として積極的に貢献すべきである。

さらに、日本は、有志国が助け合って経済的威圧に対抗する枠組の形成に貢献するべきである。その要素としては、例えば以下が挙げられている⁹。第1に、経済的威圧行為を共同で非難する。第2に、痛みを分担する。例えば、共同基金、政策融資の創設などにより保険的機能を用意する。その際、モラルハザードを防止するようプレミアムの水準設定に留意する。第3に、共同での対抗措置（打撃機能）を備える。

欧州委員会は、2021年12月8日、域外国によるEUに対する経済的威圧について、措置の停止を求めて働きかけ、相手国が応じない

場合には対抗措置を発動できるようにするための規則案を発表した。その中で「経済的威圧とは、第三国がEUまたは加盟国に対して貿易や投資に影響を与える措置を適用する、またはその脅しによって、EUまたは加盟国が特定の政策選択をするよう圧力をかけようとしている状況を指す」とされ、貿易・投資への影響に限定しているのは欧州委員会の権限上の制約によるものと推察される。対抗措置としては、特惠関税適用の一時停止、輸出入制限、公共調達、サービス貿易、外国直接投資、知的財産権、金融サービス、衛生植物検疫、化学品規制における許認可、EUが資金拠出する研究プログラムへのアクセスなどに関わる措置から選択できるとしている¹⁰。

日本としては、同じ問題意識を持つ各国と連携し、WTOとの関係に留意しつつ、貿易戦争を回避し経済的威圧を抑止する効果的な方策を検討すべきであろう。

CPTPPとEUの 連携強化

岸田首相は、「ウクライナは明日の東アジアかもしれない」という危機感を背景に、G7と協調して制裁など毅然とした対応を実行し、東南アジア諸国には国際社会の結束に向けた理解と協力を呼びかける一方、欧州諸国にはインド太平洋地域への関心と関与を一層強めるよう精力的に働きかけてきた。次になすべきは、欧州諸国の関心と関与の基礎となるインド太平洋地域との経済連携の強化である。

CPTPPが高いレベルのルールを世界に広げていく上で、普遍的価値を共有するEUは、理想的なパートナーである。EUの前貿易担当委員セシリア・マルムストロームは、EUはCPTPPへの加入を追求し、米国に同様のことを求めるべきであり、米国とEUのFTAは当面は現実的でないが、新たな貿易技術協議会で挙げられた標準、AI、半導体などの分野における段階的な前進は可能だとだと主張している¹¹。その際、デジタル・ルールや投資協定、特に投資家対国

家の紛争解決（ISDS）などをめぐる日・EUの隔たりはEPA締結以降も埋まっていないことに注意が必要である。特に、EUは、個人データの保護を基本権憲章上人権として保障しているため、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日EU・EPA）を含め、データの自由流通に関する規律をEPAに含められていないなど、CPTPPルールと整合しないものがあり、これらについてEU側が制度を変更することは現実的ではない。しかし、普遍的価値を共有する国・地域同士であれば、ルールの構造が異なっても、その違いを橋渡しできるはずである。CPTPPとEUは、新しい通商秩序の構築に向けて大胆な将来像を描き、それを実現する創造的な方策を見出すことが期待される。まずは両者の対話の枠組を作り、可能な分野で連携・協力するところから始めるよう、日本が率先して取り組むべきであろう。

米国のアジアにおける 経済的関与の維持強化に 対する働きかけ

日本は、米国のアジア関与の維持強化に粘り強く創造的に取り組むべきである。第2章でみたとおり、アジアでは2022年初頭にRCEPが発効し、域内の相互依存関係は必然的に高まっていく。TPPのようなさらに高いレベルの経済統合に参加していない国・地域は、他の条件が一定であれば、貿易代替効果によりそのプレゼンスが低下していく。その経済的打撃は、結局は立場の弱い人々に強く及ぶ。「中間層のための外交」とTPPへの復帰は、本来は全く矛盾せず、むしろ相互に補強し合うものである。

全米商工会議所をはじめ財界の一部、および上院財政委員会・下院歳入委員会の一部議員は、中国を含むRCEPが発効し、中国がCPTPP加入を申請したことに強い危機感を持ち、バイデン政権に米国のTPPへ復帰するよう働きかけているが、米国のCPTPP加入には悲観的な見方が強い。日米首脳会談後の米国政府当局者の反応¹²は、米国内の政治的現実とは全く変わってしま

った、経済環境も大きく変わっており、IPEFで通商ルールをアップデートすることに集中したい、というものである。

このように、米国政府の目下の関心は、IPEFにある。岸田首相は、米国がIPEFによって「インド太平洋地域への経済的関与を再び明確にした」ことの戦略的意義を高く評価し、IPEFが地域の「包摂的で持続的な成長プラットフォーム」となるよう最大限貢献する旨表明¹³している。日本としては、その際、アジア諸国にとってIPEFの魅力を高める上で、やはり米国への市場アクセスが重要であることを伝え、米国の努力を働きかけ続けるべきであろう。

通商協定への米国の復帰は、決して不可能なことではない。米国内の世論調査では、自由貿易支持者が未だ多数を占めている（第2章）。ウクライナを侵略したロシアに対する厳しい対抗策は、米国において超党派の支持を得ている。中国に覇権を譲らないことについて超党派のコンセンサスがあれば、労働者と地域社会がグローバル競争に勝てるための大規模な投資と国際秩序を守るための通商協定の締結を、前後関係を厳格にせず（協定の交渉・発効には時間がかかる）同時並行的に進めることについて、米国内の政治的合意が実現できる道はいずれ必ず開けるであろう。

日本としては、米国内でTPP復帰、その前提としての市場アクセスを含む通商交渉が真剣に検討されるようになるために、腰を据えて、できることは全てやる、そのための体制を整えるべきだ。例えば、バイデン大統領が選挙期間中に述べた、米国がTPPに復帰するに当たって必要とされる再交渉はどのようなものか、米国側は具体的にどのような変更が必要と考え、それはアジア諸国ではどのように受け止められるのか、といった議論を、交渉上の立場に縛られない民間で行うことは、復帰を現実的に考える具体的な対話の端緒となる。

また、貿易によって影響を受けた国内産業や地域に対する支援策、雇用調整を円滑にするための人材支援などの国内政策についての政策対話・協調も検討課題である。岸田総理は、1月の日米首脳会談において、バイデン大統領に「新しい資本主義」の考え方を説明し、両首脳は、次回首脳会合で、持続可能で包摂的な経済社会の実現の

ための新しい政策イニシアティブについて議論を深めていくことで一致したとされている。これは、まさに国内で立場の弱い人々が変化への対応力を高め、経済を自由貿易と両立できる強靱な体質に変えていくことに資するであろう。

WTOの機能の 回復・強化

既に述べたとおり、WTOは、ほぼ全世界をカバーする国際通商秩序の基層として、その重要性はますます高まる。これまで締結されてきたFTA・EPAは、WTOプラスの規定を盛り込む一方で、その文言の解釈については、基本的にはWTOの紛争処理手続を通じて確立されてきた解釈を踏まえることが想定されている。規定の履行の確保や違反への対応についても、WTO違反でもありFTA・EPA違反でもある場合は、主にWTOの紛争処理手続が使われると想定されていたことから、FTA・EPAの紛争処理手続は簡素な規定にとどまっていることが多い。このように、WTOは、ルールの内容においても執行メカニズムにおいてもFTA・EPAが依拠するものとなっており、その弱体化（第1章）は、その上に立脚するFTA・EPAなどの通商協定に支障をもたらしかねない。このため、WTOの機能の回復・強化が必要である。

まず、紛争処理機能の回復については、日本としては、特に米国に働きかけ、引き続き上級委員会改革に積極的にコミットするべきであるが、現実には短期間で解決に至ることは難しい。そこで、それまでの間、EUが中心となって設立・運用する多国間代替上訴手続（MPIA）合意に参加することで、暫定的であっても、国際貿易体制に法の支配を取り戻すよう対応すべきである。EU、ブラジルは、悪意の空上訴（第1章）を行い紛争解決の途を閉ざす加盟国に対して対抗措置を発動することで、MPIAその他の代替上訴手続の機能を確保している。日本としても、同様の対応を検討する必要がある。

WTOのルール形成機能については、国際経済環境の変化に合わせた新ルールの策定に向け日本は、積極的な役割を果たすべきである。まず、WTOのデジタル・ルールについては、日本が共同議長国を務めているJSIのデジタル貿易交渉で、関係各国と共同の上、引き続き早期の合意に向けて努力すべきである。また、三極貿易大臣会合、オタワ・グループなどの有志国会合における議論を通じて生まれるアイデアをWTOで具現化することに引き続き積極的に貢献すべきである。例えば、オタワ・グループはパンデミック時の不可欠物資輸出制限に関する規律を提案しており、その実現を目指すべきである。併せて、三極貿易大臣会合で議論が進んでいる国家資本主義国との公正な競争条件の確保を図る産業補助金及び強制技術移転に関するルール¹⁴について、WTOにおけるルール化に向けた努力を継続すべきである。

CPTPPの機能強化

上記のWTOの機能の回復・強化は、喫緊の課題でありながら短期的には困難であることから、CPTPPは、実体規律においても執行メカニズムにおいても、それ自体として強固な仕組みを備えることが重要であり、日本はこの点を締約各国に働きかけるべきであろう。CPTPPは、WTOに比べ、特に紛争解決手続と履行監視機能に改善の余地がある。

紛争解決手続については、現在の紛争解決手続に関する規定（28章）では、パネルが行う判断に拘束力が付与されておらず、また、パネルの議長の選任が円滑に行うことができなくなる可能性があるため、報告書に拘束力を持たせ、パネル構成を自動化するなどの対応が課題である。

履行監視機能については、CPTPPに沿った国内の法整備が十分になされているか監視し、CPTPP小委員会の機能を担保する必要

があるが、そのための事務局機能は十分に備わっていない。WTOが設置し、RCEPも設置を予定しているように、事務局を設置することで監視機能を強化することが重要である¹⁵。

日本の国力の増強

戦略は国内から始まる。ジョン・F・ケネディ米国元大統領が予定していた演説の原稿は、「どの国も国内における以上の強さを国外で発揮することはできない (A nation can be no stronger abroad than she is at home)」¹⁶と記し、権利の平等と社会正義の実践、国民の十分な教育、経済の成長と繁栄を米国の対外的役割の基礎として挙げている。これは、国際的役割の大きさは異なっても、全ての国に当てはまることであろう。

日本は様々な課題に直面しているが、過去30年間経済が停滞し、2016年からは人口が減少に転じた中、経済的な活力をいかに維持していくかが、中期的に最大の課題である。経済規模、技術力、イノベーションを起こす力、文化など日本の総合的な魅力が、国際的な交渉力、説得力の基礎となる。

なお、日本が自由貿易の維持を主導するためには、国民の理解が欠かせない。これまで、日本国民は、保護主義に一定の耐性を有してきた。経済産業研究所 (RIETI) が2013年に行った世論調査 (サンプル1万人) では、20~24歳の年齢階層を除くあらゆる年齢階層で、輸入自由化に賛成する比率が、反対する比率より高いことが示された¹⁷。しかし、経済構造が変化した場合に自由貿易への支持が減少する可能性があることに留意し、国民の理解を得る努力を続けることが肝要である。

日本の新たな成長戦略が求められる中、岸田首相は、2022年5月、訪問先のロンドンで講演し、新たな資本主義の下では、社会課題を

成長のエンジンへと転換するため、「人への投資」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップ投資」、そして、「グリーン、デジタルへの投資」の4本柱に取り組むことで、分配の目詰まりの解消、付加価値を生む分野への過少投資の克服、新分野への労働移動の後押し、多様性の取り込み、健全な新陳代謝の実現を進めるとして、成長戦略の骨格を披露した。

これらは、いずれも日本にとって重要なテーマであり、これまでも関連する様々な取り組みが試みられてきた。その中で十分な成果が上がっていないものについては、その根本的な原因を解明し、それを踏まえて取り組む必要がある。日本政府は、時代の変化に対応して新たな課題に取り組んできたが、変化が加速し不確実性が高まる中、戦略の構想とともに、その立案から実現に至るガバナンスを再構築する必要がある。

冷戦終焉後、国際秩序は空気のようなものであった。各国とも、秩序が安定して機能することが当然であるかのように、その恩恵を受けながら、その軋みに対し鈍感であった。ロシアのウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがし、世界を目覚めさせた。岸田首相が述べたとおり、国際社会は今「歴史の岐路」にある。我々の選択は明確である。国際秩序の安定を守り、より良く機能させるために変革していく。通商戦略においては、法の支配を尊重する輪が広がるような重層構造の秩序を構築するとともに、経済的威圧を抑止する仕組みを用意することである。ここで戦略として挙げたものは、いずれも容易な仕事ではない。アジア諸国は、中国との関係が悪化するリスクを取ることを躊躇している。どこまで各国に「法の支配」陣営にコミットするメリットを実感させられるかが今後の課題である。

1. 首相官邸「TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉への参加」平成25年3月15日〈https://www.kantei.go.jp/jp/headline/tpp2013.html#tpp_005〉
2. 前掲、安倍首相答弁（平成28年4月7日）。
3. Friedberg (2021/2022) and (2022).
4. 前掲、岸田総理スピーチ（令和4年5月26日）。
5. 内閣官房「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）第4回TPP委員会の機会における閣僚共同声明（仮訳）」2021年6月2日〈https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tpinfo/2021/pdf/20210602_cptpp_seimei_jp.pdf〉
6. 内閣官房「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）第5回TPP委員会の機会における閣僚共同声明（仮訳）」2021年9月1日〈https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tpinfo/2021/pdf/20210901_cptpp_seimei_jp.pdf〉
7. 経済産業省『2021年版不正貿易報告書』「第一章 中国」2021年、15頁〈https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2021/pdf/2021_01_01.pdf〉
8. 市原麻衣子「普遍性から多元化へ：日本外交における価値」船橋洋一、G・ジョン・アイケンベリー（編）『自由主義の危機：国際秩序と日本』東洋経済新報社、2020年、147頁。
9. 前掲、大矢（2020年7月13日）。
10. European Commission, "EU strengthens protection against economic coercion," December 8, 2021 〈https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_21_6642〉
11. Cecilia Malmström, "The EU should use its trade power strategically," PIIE, Jan. 4, 2022 〈<https://www.piie.com/blogs/realtime-economic-issues-watch/eu-should-use-its-trade-power-strategically>〉
12. 前掲、宗像（2022年5月25日）。
13. 前掲、岸田総理スピーチ（令和4年5月26日）。
14. Joint Statement on Trilateral Meeting of the Trade Ministers of the United States, Japan, and the European Union, May 31, 2018 〈<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/may/joint-statement-trilateral-meeting>〉
15. 川瀬剛志「中国・台湾のCPTPP加入申請と日本の対応」『外交』Vol70、2021年、70頁。〈http://www.gaiko-web.jp/test/wp-content/uploads/2021/11/Vol70_p66-71_the_CPTPP.pdf〉
16. 米国のジョン・F・ケネディ大統領がテキサス州ダラスで行う予定だった演説の一部。この演説は大統領暗殺のため実際に演説されることはなかった。Remarks Prepared For Delivery At The Trade Mart In Dallas, TX, November 22, 1963 [UNDELIVERED] 〈<https://www.jfklibrary.org/archives/other-resources/john-f-kennedy-speeches/dallas-tx-trade-mart-undelivered-19631122>〉
17. 冨浦英一、伊藤萬里、椋寛、若杉隆平、桑波田浩之『貿易政策に関する選好と個人特性 —1万人の調査結果—』RIETI Discussion Paper Series 13-J-049、2013年7月、30頁。